

2025年12月29日

各位

会社名 株式会社 FIXER
代表者名 代表取締役社長 松岡清一
(コード: 5129 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 磐前 豪
(TEL. 03-3455-7755)

**第三者割当による第3回乃至5回新株予約権(行使価額修正条項)
の発行価額の払込完了に関するお知らせ**

当社は、2025年12月12日付の取締役会決議において決議した、EVO FUND(以下「割当先」といいます。)を割当先とする第3回乃至第5回新株予約権(以下それぞれを「第3回新株予約権」、「第4回新株予約権」、及び「第5回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、この度、2025年12月29日に発行価額の総額(1,020,000円)の払込みが完了したことを確認致しましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2025年12月12日公表の「第3回乃至5回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行並びに新株予約権の買取契約(ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)の締結に関するお知らせ」をご参照下さい。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2025年12月29日
(2) 新株予約権の総数	36,000個 第3回新株予約権: 12,000個 第4回新株予約権: 12,000個 第5回新株予約権: 12,000個
(3) 発 行 價 額	総額 1,020,000円 第3回新株予約権1個当たり 33円 第4回新株予約権1個当たり 28円 第5回新株予約権1個当たり 24円
(4) 当該発行による潜 在 株 式 数	3,600,000株(新株予約権1個につき 100株) 第3回新株予約権: 1,200,000株 第4回新株予約権: 1,200,000株 第5回新株予約権: 1,200,000株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は、第3回新株予約権については477円、第4回新株予約権については564円、第5回新株予約権については651円(但し、下限行使価額は、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載の通り修正される場合があります。)ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は3,600,000株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額	2,025,420,000円(注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行使価額の修正条件	第3回新株予約権: 当初行使価額 477円 第4回新株予約権: 当初行使価額 564円 第5回新株予約権: 当初行使価額 651円 行使価額は、割当日の2取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。)後に初回

	<p>の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。かかる修正条項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（但し、当該金額が、上記「(4)当該発行による潜在株式数」記載の下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかつた場合には、行使価額の修正は行いません。また、いずれかの価格算定期間内において本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。</p> <p>但し、当社普通株式に係る株主確定日等の直前取引日（当日を含みます。）から当該株主確定日等（当日を含みます。）までの、株式会社証券保管振替機構の手続上の理由により本新株予約権の行使ができない期間（以下「株主確定期間」といいます。但し、株式会社証券保管振替機構が当該期間を変更した場合は、変更後の期間とします。）及び当該株主確定期間の末日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該株主確定期間の末日の2取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以降、3取引日が経過する毎に、本新株予約権の発行要項第10項第(1)号に準じて行使価額は修正されます。</p> <p>また、第3回新株予約権について、下限行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合、下限行使価額は、当該取締役会の決議を行った日（以下「決議日」という。）の3取引日後に、217円に修正され、算出の結果得られた金額が決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の50%（1円未満端数切上げ）に相当する金額（以下「決議日下限行使価額」といいます。）を下回る場合には、下限行使価額は決議日下限行使価額とします。但し、本修正は、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）又は本新株予約権者の関係会社に通知していた場合に限ります。「下限行使価額」は、第3回新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。</p> <p>第4回新株予約権及び第5回新株予約権について、下限行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合、下限行使価額は、決議日の3取引日後に、217円又は477円に修正され、算出の結果得られた金額が決議日下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額は決議日下限行使価額とします。但し、本修正は、決議日の直前取引日の16時までにかかる決議を行う旨を本新株予約権者又は本新株予約権者の関係会社に通知していた場合に限ります。「下限行使価額」は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割 当 先)	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。
(8) 権利行使期間	2025年12月30日（当日を含む。）から2029年1月4日までとします。

(注)調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又

は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。加えて、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

以上